



企業と人のアタマとココロをスッキリさせるお手伝い

OFFICE  
shino オフィス石野

お問い合わせ info@of-i.jp

052-211-5185  
052-211-5186

名古屋市中区丸の内 2-10-30 インテリジェント林ビル 2F

## 受動喫煙防止対策を行った飲食店等に対する助成金

### ◆喫煙室設置による空間分煙の促進

厚生労働省では、飲食店・旅館等を経営する中小企業が、店舗等に喫煙室を設置し、その喫煙室以外での喫煙を禁止した場合に、喫煙室設置に係る費用の一部を助成する制度の創設を発表しました。

これは「受動喫煙防止対策助成金」と呼ばれるもので、受動喫煙防止対策としてより効果的と考えられる喫煙室の設置による空間分煙の促進が、制度創設の目的とされています。

### ◆対象となる中小企業とは？

この助成金の対象とされる中小企業は、以下の通りです。

- (1) 飲食店、喫茶店または旅館業の事業者
- (2) 喫煙室設置による空間分煙を行う事業者
- (3) 喫煙室設置に係る書類を整備している事業者

なお、上記の「飲食店」には、食堂、レストラン、専門料理店、酒場、喫茶店、その他の飲食店、「旅館業」には、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業が含まれるとされています。

### ◆支給される額は？

支給額は、「喫煙室設置に係る費用の4分の1」とされており、支給上限は「200万円」となっています。

なお、この助成金は、10月1日から実施される予定です。

[厚生労働省ホームページ]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001gvb6-att/2r9852000001h1ay.pdf>

## 「精神疾患・うつ病」増加に伴う最近の動き

### ◆うつ病患者は100万人超

うつ病の代表的な症状は、「抑うつ気分がほとんど1日中、毎日続く」「物事への興味や喜びが感じられなくなる」「不眠や睡眠過多がほとんど毎日ある」などとされていますが、このようなうつ病の患者は、ここ10年で2倍以上になり、今や100万人を超えています。そんな中、以下のような取組みが検討・実施されています。

### ◆精神疾患を加えて「5大疾病」に

日本ではこれまで、がん、脳卒中、心臓病（急性心筋梗塞）、糖尿病を「4大疾病」と位置付け、重点的に対策に取り組んできましたが、これに精神疾患（うつ病、統合失調症、認知症など）を新たに加えて「5大疾病」とする方針を厚生労働省が決めたそうです。

うつ病をはじめとする精神疾患は年々増加しているため、国では、診療の中核を担う病院の整備や訪問診療の充実など、精神疾患に関する医療体制の強化を図っていく方針です。

### ◆東京都によるメンタルヘルス専門サイト

自治体においても様々な取組みが行われています。例えば東京都では、今年5月に「職場のメンタルヘルス」(<http://www.kenkou-hataraku.metro.tokyo.jp/mental/>)というサイトを開設しました。

このサイトには、働く人やその家族が疲労蓄積度をチェックしたり、事業者が職場に潜むストレス要因をチェックしたりするために使えるチェックリストが掲載されており、国や東京都などが開設しているメンタルヘルスなどに関する相談窓口を探すこともできます。

### ◆「新型うつ」増加への対応

うつ病の治療に関しては、抗うつ薬が使用されるのが一般的ですが、プライベートでは元気なのに職場ではうつ状態の「新型うつ」にはそのような薬は効かないそうです。

企業としては、従業員がうつ症状を訴えてきた場合に、「従来型うつ」なのか「新型うつ」なのかを見極め、対応していくことも重要となってきます。

## 「お金」にまつわる調査結果

### ◆平均貯蓄額は 1,244 万円

総務省から、2010年の「家計調査」(2人以上世帯のうち勤労者世帯)が発表されていますが、これによると、平均貯蓄額は「1,244万円」だそうです。

貯蓄額は年代によって大きな差があるでしょうが、この数字を「多い」と見るべきか、「そうでもない」と見るべきか、皆さんはどちらでしょうか？

ちなみに、もっとも貯蓄額の多い60歳以上の平均は「2,173万円」だそうです。

### ◆平均月収は 62 万 4,213 円

日本生活協同組合連合会が実施した「家計簿調査」によれば、2010年における家計の平均月収(ボーナスも含め12等分。世帯主の平均年齢は50.8歳)は「62万4,213円」となっています。

これは、前年から4,000円弱アップしています。

### ◆ボーナスの使い道は？

電通総研が調査(688人が回答)を行った今夏のボーナスの使い道について、ベスト10は次の通りの結果となりました。

- (1) 国内旅行 (22.2%)
- (2) LED電球 (9.6%)
- (3) ぜいたくな外食 (7.6%)
- (4) ブルーレイディスクレコーダー (6.1%)
- (5) 海外旅行 (5.7%)
- (6) 地デジ対応テレビ (4.8%)
- (7) 扇風機 (4.7%)
- (8) スマートフォン (4.4%)
- (9) 節電・節水家電 (3.9%)
- (10) ベッド・布団の冷却マット (3.2%)

電力不足に伴う節電が求められる中、関連する項目が(2)(7)(9)(10)に挙がっているのが、今年の特徴だと言えます。

## セクハラによる労災の認定基準が緩和へ

### ◆「心理的負担」を重く評価

職場でのセクハラにより発症したうつ病などの精神障害の労災認定について、専門家で作る厚生労働省の分科会は、新たな認定基準の案をまとめました。

直接的なセクハラについては被害者の心理的負担が重く評価され、労災認定されやすくなります。厚生労働省では、年内にも都道府県の労働局に通知をする予定です。

### ◆労災の認定基準とは？

精神障害の労災認定は、その原因となった職場の出来事を心理的負担が強い順に「3」～「1」の段階で評価したうえで、個々の事情も勘案して判断しています。

現在、セクハラについては原則として中間の「2」とされ、特別の事情があれば労働基準監督署の判断で「3」に修正可能ですが、判断基準は「セクハラの内容、程度」とあるだけで、修正例は少ないようです。

### ◆セクハラによる労災の新基準

新基準では、どのようなセクハラなら「3」や「1」に修正されるかの例示を行っています。

「3」に修正される具体例として、「強姦や本人の意思を抑圧してのわいせつ行為」、「胸など身体への接触が継続した」、「接触は単発だが、会社に相談しても対応・改善されない」、「言葉によるセクハラが人格を否定するような内容を含み、かつ継続した」などの事例を挙げ、該当すれば「3」と判定すべきとしました。

この他、長期的に繰り返されるセクハラ行為が少なくないことから、対象疾病の評価期間を、従来の「発症前6カ月」よりも前の部分も評価する等の意見も盛り込まれています。

### ◆今後の影響

今後、基準が変われば心理的負担がより重く見られ、労災が認定されやすくなると思われます。会社としても、就業規則にセクハラ防止規定を設けるなど、これまで以上の対策が求められます。

### オフィス石野より一言：

先日、友人の結婚式に招かれ、ハワイに行って参りました。ご当地では、資源を派手に消費する日常に戸惑うことしきり。クーラーを寒いほどに効かせ、洗面所の紙タオルを何枚も派手に使い捨てる光景は、震災後の日本で当たり前になった「節電・エコ」の感覚からすると無駄使いにも思うのですが、それぞれのお国柄や環境の違いで、資源に対する感覚が大きく違ってしてしまうのでしょうか。

さて、節電といえばLEDが今、話題になっています。当事務所のお客様、株式会社OSC様がお値打価格でLEDを取り扱っていらっしゃいます。節電対策をお考えの方、ぜひサイトをご覧ください！

★LED蛍光管「ひまわり」のご案内 <http://led-light.bvn.jp/>